



議案第 十七号

三朝町温泉運営委員会に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町温泉運営委員会に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法

(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十三年三月十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十三年三月廿日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町温泉運営委員会に関する条例の一部を改正する条例

三朝町温泉運営委員会に関する条例（昭和三十六年三朝町条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「十二人」を「十四人以内」に、同条第二項第二号中「二人」を「四人以内」に、同条同項第三号中「二人」を「二人以内」に、同条同項第四号中「二人」を「二人以内」に改める。

附 則

1 この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。

2 改正後の三朝町温泉運営委員会に関する条例第三条第二項第二号の規定により新たに委嘱された委員の最初の任期は、第三条第三項の規定にかかわらず昭和五十四年六月十四日までとする。